



横市危第87号  
令和4年(2022年)3月15日

横須賀市個人情報保護運営審議会  
委員長 今村哲也様

(実施機関) 横須賀市長 上地克明



市長の所管に係る個人情報の取扱いについて(諮問)

横須賀市個人情報保護条例第8条第1項第8号及び第2項ただし書の規定に基づき、防災カメラ設置運用事務に係る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について、別添のとおり諮問いたします。

事務担当 市民部危機管理課危機対策推進係

横須賀市個人情報保護条例(抜粋)

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(7)略

(8) 第25条第1項に規定する審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより実施機関が行う事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することにつき相当の理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

2 実施機関は、前項第4号又は第8号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知しなければならない。ただし、第25条第1項に規定する審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。

3 略